

令和7年12月27日

福岡県知事 殿

(主たる事務所の所在地)

筑紫野市紫4丁目6番15号

(医療法人名)

医療法人 丸山循環器科内科医院

(理事長名)

理事長 丸山 隆元

決 算 届

令和6年11月1日から令和7年10月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書



A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

7. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 医療法第51条第2項の医療法人の場合、次の書類を添付すること。

8. 純資産変動計算書

9. キャッシュ・フロー計算書

10. 附属明細表

11. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

(注) ア. 「貸借対照表」及び「損益計算書」は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

イ. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。

ウ. 「貸借対照表」の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要である。

エ. 「関係事業者との取引の状況に関する報告書」は、該当がない場合は「該当なし」と記載することとし、提出を省略しないこと。

オ. 医療法第51条第2項の医療法人の定義

① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人

② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が10億円以上社会医療法人

③ 社会医療法人債発行人である社会医療法人

※ ①・②の基準となっている金額は、県知事に届け出た貸借対照表又は損益計算書によって判断することで足りる。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和6年11月 1日 至 令和7年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 丸山循環器科内科医院
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福岡県筑紫野市4丁目6番15号
- (3) 設立認可年月日 平成8年10月30日
- (4) 設立登記年月日 平成8年11月6日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	丸山 隆元	医療法人丸山循環器科内科医院 管理者
理 事	丸山 恵子	
同	丸山 志保	
監 事	吉高 龍彦	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	丸山循環器科内 科医院	4011719285	福岡県筑紫野市紫4丁目6 番 15号	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
ケアプランサービスあけぼの デイサービスセンターあけぼの	福岡県筑紫野市紫4丁目6番 15号	

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和6年12月20日 令和5年度決算の決定

令和7年 3月15日 定款変更の決定 (持分なし医療法人へ移行)

令和7年10月25日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人丸山循環器科内科医院

※医療法人整理番号

所在地 筑紫野市紫4丁目6番15号

財 産 目 録
(令和 7 年 1 0 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	944,860 千円
2. 負 債 額	237,921 千円
3. 純 資 産 額	706,939 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	567,899
B 固 定 資 産	376,961
C 資 産 合 計 (A + B)	944,860
D 負 債 合 計	237,921
E 純 資 産 (C - D)	706,939

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人丸山循環器科内科医院

※医療法人整理番号

所在地 筑紫野市紫4丁目6番15号

貸借対照表
(令和7年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	567,899	I 流 動 負 債	237,921
II 固 定 資 産	376,961		
1 有 形 固 定 資 産	360,408		
2 無 形 固 定 資 産	6,313	負 債 合 計	237,921
3 そ の 他 の 資 産	10,240	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 設 立 等 積 立 金	650,726
		II 繰 越 利 益 積 立 金	56,213
		純 資 産 合 計	706,939
資 産 合 計	944,860	負債・純資産合計	944,860

様式 4 - 2

法人名 医療法人丸山循環器科内科医院

※医療法人整理番号

所在地 筑紫野市紫4丁目6番15号

損 益 計 算 書

(自 令和6年11月 1日 至 令和7年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	207,977
2 事業費用	175,201
本来業務事業利益	32,776
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	257,577
2 事業費用	253,620
附帯業務事業利益	3,957
事業利益	36,733
II 事業外収益	20,091
III 事業外費用	470
経常利益	56,354
IV 特別利益	1,367
V 特別損失	231
税引前当期純利益	57,490
法人税等	1,277
当期純利益	56,213

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 丸山循環器科内科医院
所在地 筑紫野市紫4丁目6番15号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人丸山循環器科内科医院

理事長 丸山 隆元 殿

私は、医療法人丸山循環器科内科医院の令和6会計年度（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年12月24日

医療法人丸山循環器科内科医院

監事 吉高 龍彦